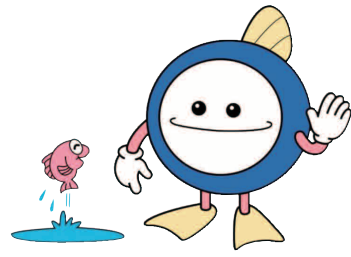


9月10日は「下水道の日」

下水道 水が笑顔になれる道



下水道でできることは

◆水洗トイレが使えます

悪臭やくみ取りの手間から開放され、清潔で臭いのない水洗トイレが使用でき、快適な生活をおくることができます。

◆衛生的な環境をつくります

道路側溝や水路に汚れた水（生活雑排水）を流さないことで、害虫の発生や悪臭・伝染病を防ぐことができます。

◆川や海をきれいにします

汚れた水を浄化して川や海に戻すことで、水質が保全され、水環境、本来の生態系をよみがえらせ、美しい自然を守ります。

早期に接続工事の実施を

公共下水道や、農業・漁業集落排水施設は、利用が可能となったとき（供用開始）から、決められた期限までに各家庭の負担で排水設備工事（下水道への接続工事）を行っていただく必要があります。このことは、下水道法や市条例で義務付けられています。

せっかく下水道を整備しても、各家庭で下水道を利用しなければ河川や湖、海の水質汚染を防ぐことはできません。快適で住みよい

生活環境を守るため、下水道が整備されたら、一日も早い排水設備工事をお願いします。（排水設備工事は、出雲市排水設備指定工事店に依頼してください。）

なお、排水設備工事にかかる費用について、融資あっせん制度を設けていますのでご利用ください（次頁の囲み参照）。

個人設置の合併処理浄化槽に対する補助金について

公共下水道などによる集合処理区域で整備がしばらく行われない区域において、個人で浄化槽を設置する場合に費用の一部を市が補助します。

①浄化槽設置補助金：一般住宅に設置する浄化槽の大きさに応じて設置費の一部を補助します。

②維持管理補助金：設置の翌年度から公共下水道、農漁業集落排水の供用開始するまでの間、年間1万5千円／基を限度に補助します。

ただし、保守点検の実施・法定検査の受検・清掃を行っていただくことが条件となります。

市が合併浄化槽を 設置・維持管理します

家と家が離れている中山間地域などの個別処理区域を対象に、市が主体となって、一般住宅に浄化槽を設置・維持管理する「市設置型浄化槽整備事業」を実施しています。

設置にあたり、必ず宅内の排水設備工事を行っていただくことのほか、受益者分担金（35万円一括納入）、下水道使用料が必要となります。

市では、計画的に事業を進めるため、設置を希望される方を募集しています。



合併浄化槽の設置状況

出雲市の下水道

市では、快適な生活環境をつくるため、出雲市汚水処理整備計画に基づき、公共下水道などによる集合処理区域と、合併処理浄化槽による個別処理区域を設定し、効率的に下水道の整備を進めています。汚水処理人口の普及率は、平成25年3月末時点で78.1%となっています。

斐川地域の下水道使用料を出雲市使用料に統一します。

出雲市と斐川町の合併時の協定では、下水道使用料（公共下水道、農業集落排水施設及び市設置の浄化槽施設の使用料）は、合併後2年間は両市町が定めるそれぞれの料金表で計算を行い、その後は、出雲市の料金表に統一することになっています。

この協定に基づき、市内全域で同じ料金表を使って、下水道使用料の計算をすることになり、斐川地域にお住まいの皆さまは、下水道使用料の負担が、平成26年2月の納付分から、今までより増えることとなります。（ただし、斐川地域の温泉汚水に係る下水道使用料は現行のとおりです。）

料金表は次のように替わります。（一月あたり、消費税込）

〔斐川地域の料金表〕

| 区分 | 汚水量 | 使用料 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 基本料金 | 0m ³ ～10m ³ | 1,097.25円 |
| 超過料金 (1m ³ あたり) | 11m ³ ～20m ³ | 133.35円 |
| | 21m ³ ～50m ³ | 173.25円 |
| | 51m ³ ～100m ³ | 202.65円 |
| | 101m ³ ～200m ³ | 225.75円 |
| | 201m ³ ～500m ³ | 248.85円 |
| | 501m ³ ～ | 271.95円 |



〔出雲市の料金表〕

| 区分 | 汚水量 | 使用料 |
|-------------------------------|--------------------------------------|--------|
| 基本料金 | 0m ³ ～8m ³ | 1,260円 |
| 超過料金 (1m ³ あたり) | 9m ³ ～16m ³ | 151.2円 |
| | 17m ³ ～25m ³ | 182.7円 |
| | 26m ³ ～50m ³ | 199.5円 |
| | 51m ³ ～100m ³ | 220.5円 |
| | 101m ³ ～200m ³ | 243.6円 |
| | 201m ³ ～500m ³ | 264.6円 |
| | 501m ³ ～ | 289.8円 |

使用料の統一 Q & A

Q1 料金表を統一することで、下水道使用料はいくらになりますか。

A1 下水道使用料の計算例を示します。
2か月で、水道水等を42m³使われた場合の2か月分の下水道使用料は、〔斐川地域の料金表〕で計算すると5,207円ですが、〔出雲市の料金表〕によると6,766円になります。

〔下水道使用料早見表 2か月分(消費税込)〕

(単位:円)

| m ³ | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 0 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 |
| 10 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,520 | 2,671 | 2,822 | 2,973 |
| 20 | 3,124 | 3,275 | 3,426 | 3,577 | 3,728 | 3,880 | 4,032 | 4,183 | 4,334 | 4,485 |
| 30 | 4,636 | 4,787 | 4,938 | 5,121 | 5,304 | 5,487 | 5,670 | 5,852 | 6,034 | 6,217 |
| 40 | 6,400 | 6,583 | 6,766 | 6,948 | 7,130 | 7,313 | 7,496 | 7,679 | 7,862 | 8,044 |
| 50 | 8,226 | 8,426 | 8,626 | 8,825 | 9,024 | 9,224 | 9,424 | 9,623 | 9,822 | 10,022 |

※2か月で42m³使用したとすると、縦の水量40m³と横の水量2m³の交わる欄(網掛け部)の6,766円が2か月分の使用料になります。

Q2 下水道使用料は、いつから替わりますか。

A2 12～1月分の下水道使用料からです。（平成26年2月納付分の使用料からです。）

下水道についてのおたすねは

下水道管理課 ☎ 21-2226 ※
 下水道建設課 ☎ 21-2227 ※
 ※夜間、休日の緊急連絡先 市役所代表
 ☎ 21-2211
 平田上下水道事務所 ☎ 63-5541
 河南上下水道事務所 ☎ 43-1211
 斐川上下水道事務所 ☎ 73-9130

水洗便所改造資金融資あっせん制度

水洗便所改造に伴う排水設備工事を行う場合、低金利の融資をあっせんしています。融資を希望される方は、工事に着手する前に市へ申請する必要があります。融資条件など、詳しくは下水道管理課、または工事を発注される指定工事店におたすねください。
 ●融資あっせん額／180万円以内(万円単位)
 ●貸付利率／年利1.5%
 ●償還期間／4年以内